

## 税関における知的財産権侵害物品の水際取締り強化策（関税定率法改正案）

### 1．現行制度

以下の知的財産権を侵害する物品について輸入禁制品（関税定率法第21条第1項第5号）として税関が水際取締りを実施。

商標権、著作（隣接）権	・ ・ ・ ・ ・	輸入差止申立制度
		（税関に対する権利者からの輸入差止要請：法律事項）
特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権	・ ・	輸入差止情報提供制度
		（税関への取締り参考資料の提出：通達による運用）

### 2．改正のポイント

育成者権	・ ・ ・ ・ ・	輸入禁制品に追加・輸入差止申立制度の対象に追加
特許権、実用新案権、意匠権	・ ・ ・ ・ ・	輸入差止申立制度の対象に追加、技術的範囲等について特許庁へ照会 する制度の導入

（注）育成者権とは、植物の新品種への改良を行った者について、種苗法に基づく品種登録により発生する権利